

自治基本条例運用状況検証計画（案）について

1. 検証対象

まちづくりの基本原則（第22条～第27条）及び補則を除く全条項

2. 検証期間

令和5年度から令和9年度までの取組みを、各年度の次年度に検証する。

例) 令和5年度中に実施した行政の取組み → 令和6年度に検証

3. 検証頻度（案）

（1）毎年検証が必要な条項

- ・情報公開に関するもの
- ・行政への参加の保障、公募に関するもの

（2）5年に1度程度、検証が必要な条項

- ・町民※、行政、議会の役割と取組みに関するもの
- ・まちづくり組織に関するもの
- ・総合計画に関するもの

※前期において、町民に関するものは5年間に2度検証を行ったが、大きな変化が無かったため、5年に1度とする

（3）その他検証する条項

- ・行政評価に関するもの（2年に1回程度）

4. 見直し年度

5年を超えない範囲で見直すこととされているため、令和10年度を見直しの年度として設定。